

日本学生オリエンテーリング選手権実施規則

※条項に（ロング）,（ミドル）,（スプリント）,（リレー）とある場合、当該条項は該当する競技部門にのみ適用される。

第1章 全般的な規則

第1条 規則の適用

1. この規則は、日本学生オリエンテーリング連盟（以下、日本学連と略す）が主催する、日本学生オリエンテーリング選手権大会（以下、インカレと略す）に適用される。
2. すべての選手登録者、選手を支援する者（以下、チームオフィシャル）、競技を運営する者及びその他の併設大会参加者・観戦者・報道関係者など選手権競技者と接する者は、この規則に従う。
3. 競技者ならびに主管者は、この規則の解釈にあたっては、スポーツとしての公正さの保持を第一義としなければならない。
4. インカレ実施規則で定められた事項を、当該インカレに限定して不適用とし、変更する必要がある場合、2か月前までに理事会へ申し出なければならない。また、不適用条項は技術委員会の諮問及び理事会の承認を必要とする。不適用条項と変更内容は、要項に明記される。
5. インカレ以外の大会にインカレを併設して開催している場合、この規則に定める内容を不適用とする際は、イベント・アドバイザーの同意のみを必要とし、理事会の承認を不要とする。

第2条 競技部門と競技形態・種別

1. インカレは、次の8つの競技部門を設ける。
 - ・男子ロング：個人ロング・ディスタンス競技部門
 - ・女子ロング：個人ロング・ディスタンス競技部門
 - ・男子ミドル：個人ミドル・ディスタンス競技部門
 - ・女子ミドル：個人ミドル・ディスタンス競技部門
 - ・男子スプリント：個人スプリント競技部門
 - ・女子スプリント：個人スプリント競技部門
 - ・男子リレー：3名のリレー競技部門
 - ・女子リレー：3名のリレー競技部門
2. インカレは、すべて昼間競技で行う。
3. 単一レース競技で行う。
4. インカレは、すべてポイント競技で行う。
5. 男子ロング・女子ロングにおける優勝者をロング・ディスタンス競技選手権者、男子ミドル・女子ミドルの優勝者をミドル・ディスタンス競技選手権者、男子スプリント・女子スプリントの優

勝者をスプリント競技選手権者、男子リレー・女子リレーにおける優勝校をリレー競技選手権校とする。

第3条 日程

1. インカレの各競技部門の開催は、年1回とする。
2. インカレの日程と正式名称は、原則として次のとおりとする。
 - ・秋インカレ（8月～12月）：ロング、スプリント
 - ・春インカレ（1月～3月）：ミドル、リレー
3. インカレは、開会式、閉会式を別途行うことができる。

第4条 参加規定

1. 選手権競技者は、日本学連に競技者登録されていなければならない。
2. 各加盟校及び各準加盟校（以下、各校と略す）は、選手権競技者資格を有する者からなる選手登録名簿を申し込み時に提出する。

（ロング）

3. ロングの競技者数は、男子60名、女子30名とし、別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し、別に定める規則によって、競技者数を追加することができる。ロングの競技者は、選手登録名簿に記載された者とする。

（ミドル）

4. ミドルの競技者数は、男子60名、女子30名とし、別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し、別に定める規則によって、競技者数を追加することができる。ミドルの競技者は、選手登録名簿に記載された者とする。

（スプリント）

5. スプリントの競技者数は、男子60名、女子30名とし、別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し、別に定める規則によって、競技者数を追加することができる。スプリントの競技者は、選手登録名簿に記載された者とする。

（リレー）

6. リレーの出場資格校は、日本学連の加盟校及び準加盟校とする。各校は、男女各々1チームをリレーに出場させることができる。リレーのチームは、選手登録名簿に記載された者により構成される。但し、男子リレーに女子選手を出場させることができる。
7. 各校は、選手登録者とは別に、チームオフィシャルを同行させることができる。各校は、チームオフィシャル登録名簿を申し込み時に提出する。各校に認められるチームオフィシャルの人数は、以下のとおりとする。
 - ・男子クラスの選手権への選手登録に対して、2名
 - ・女子クラスの選手権への選手登録に対して、2名

8. 参加者は、自己の安全に対して自分で責任を負う。参加者が負った怪我、障害、損害について主催者は一切責任をもたない。また、参加者が第三者に与えた損害についても参加者自身が責任を負う。

第5条 要項

1. 主管者は、インカレに関する必要な情報を、要項としてすべての地区学連及び日本学連事務局へ送付、あるいはWebサイトにて公開、あるいはメールにて送付する。5.2 インカレの要項の発行時期は、以下の通りとする。

・要項1（6カ月前）：

開催日、開催地、主管者の連絡先、競技責任者の氏名、イベント・アドバイザーの氏名、立入禁止区域

・要項2（4カ月前）：

日程、テレインの概要、地図に関する情報（縮尺、等高線間隔、走行可能度表示）、テレインの標高（コースの15 % 以上が1,200 mを超える場合のみ）、採用するパンチングシステム、コース設定者の氏名、トレーニング・モデルイベントに関する情報、一般クラス・併設大会がある場合その情報、観戦者のための情報、宿泊・輸送に関する情報、参加費、申込方法、申込締切日

・要項3（2週間前）：

気象、特殊な地図表記、コース距離・登距離、優勝設定時間、特殊な位置説明、スタート時刻、競技のタイムスケジュール、集合場所、代表者ミーティングに関する情報、承認された実施規則の不適用条項と変更内容、その他競技に関する留意事項

第6条 申し込み

1. インカレの申し込みは、所定の方法によって、要項2に示された締切日までに行われる。但し、選手登録名簿の変更は、大会開催の6週間前まで認められる。

（ロング、ミドル、スプリント）

2. 各地区学連の代表者は、ロング、ミドル、スプリントにおいて、競技前日の16時までであれば、競技者を交替させることができる。

（リレー）

3. リレー出場校は、リレーの競技者と競技順を競技前日の16時まで提出する。競技者に不慮の事故の場合、リレー競技開始1時間前までであれば競技者を交替させることができる。但し、この場合は裁定委員の承認を必要とする。

第7条 トレーニングとモデルイベント

1. 事前に実際の競技で使用するものに似たテレイン・地図でのトレーニングの機会が提供されることが望ましい。

2. 競技の前日に、モデルイベントが提供されることが望ましい。モデルイベントでは、テレインのタイプ、地図の品質、コントロールの特徴物、コントロールの設置、給水ポイントおよびマークト・ルートのそれぞれの状況がわかることが望ましい。
3. 電子パンチングシステムを使用する場合、モデルイベントにおいて実際の競技に用いる器具の使用機会が提供されることが望ましい。

第8条 スタート順の決定とスタートリスト

(ロング、ミドル、スプリント)

1. ロング、ミドル、スプリントのスタート抽選は、イベント・アドバイザーの元、あるいは公開で行われ、当該競技前日の17時までには発表される。
2. ロング、ミドル、スプリントにおいては、スタート順等において配慮される競技者（シード選手）を設けることができる。シード選手は、イベント・アドバイザーの承認を必要とする。シード選手の選出数は競技者の1/6程度までの人数とする。
3. ロング、ミドル、スプリントは、男女それぞれ1人ずつ同一の時間間隔でスタートする（タイムスタート）。スタート間隔は、ロング、ミドルは少なくとも2分間はとるものとする。スプリントは少なくとも1分間はとるものとする。
4. リレーにおけるコースの組み合わせの抽選は、イベント・アドバイザーの元で行われる。コースの組み合わせは、最後の競技者がスタートするまで秘密にされる。
5. リレーのスタートは、マススタートとする。

第9条 成績

1. 成績速報は、競技進行中順次掲示される。フィニッシュ閉鎖後1時間以内にすべて掲示される。
2. 公式成績には、失格者も含めすべての競技者が記載される。リレーの成績は、競技順・各競技者の名前と所要時間・コースの分割方法と組み合わせも記載される。

第10条 調査依頼と提訴

1. 競技者およびチーム・オフィシャルは、競技者、あるいは主管者の規則に対する違反についての調査依頼を行うことができる。調査依頼は、主管者に対し文書で行う。成績速報に関する調査依頼は、フィニッシュ閉鎖後1時間以内に行う。
2. 調査依頼に対する主管者の回答に疑義がある場合、提訴を行うことができる。提訴は、裁定委員会に対し文書で行う。

第11条 表彰

1. 各競技部門6位までを表彰する。
2. 参考記録の競技者及び学校は表彰の対象とならない。

第12条 報告書

1. 各競技終了後3カ月以内に、主管者は次の内容の報告書を作成する。
 - ・大会実施報告
 - ・スタート順と公式成績
 - ・イベント・アドバイザーの報告
 - ・将来への提言
2. 報告書は、すべての加盟校及び準加盟校、日本学連事務局、及び次年度の主管者に送付される。

第2章 競技に関する規則

第13条 テレイン

1. テレインは、インカレのコースを設定するのに適している場所を選定する。テレインの選定に際しては、環境保護に十分留意しなければならない。
2. テレインは、どの競技者も不当に優位に立つことのないよう、競技の前に可能な限り長くオリエンテーリングに利用されないようにする。

第14条 コース

1. インカレのコース設定にあたっては、国際オリエンテーリング連盟（IOF）の『コース設定の原則』に従う。
2. コースの水準は、インカレに適格でなければならない。
3. コントロールを回る順番は、主管者によって指定される。競技者はこれを守り、主管者はこれを確認する。
4. コース上の誘導区間は、競技者は必ずこれをたどるものとする。誘導区間の開始地点には必ずコントロールを置く。

（ミドル、ロング）

5. 同時にレースが進行するのであれば、女子のコースと男子のコースで別々のコントロールを使用するのが望ましい。
6. 選手権以外のコースがある場合、別々のコントロールを使用するのが望ましい。
7. リレー競技では、コントロール順はチームによって別々の並びになるが、全体としては全チームが同じコースを走る。テレインとコース・コンセプトによっては、各走区の距離が大きく異なるようにしてもよいが、各走区のトップタイムの合計は規定通りになるようにする。走区の距離が大きく異なる場合、その走区ごとの距離の配列は、全チームで同一でなければならない。
8. 個人競技において、コントロール順を競技者ごとに異なる並びにしてもよい。しかし、すべての競技者は、全体としては同じコースを走るようにする。

9. 主管者は、環境保護あるいはそれに類する理由のための指示を競技者に与えることができる。競技者は、これを厳守しなければならない。

第15条 距離と登距離

1. コースは、以下の優勝時間を想定し、設定される。

	男子	女子
ロング	70-80分	55-65分
ミドル	35-40分	35-40分
スプリント	13-15分	13-15分
リレー（各競技者）	30-50分	30-45分
リレー（合計）	120-150分	110-135分

2. コース距離は、スタートからコントロールを経由してフィニッシュまでの直線距離とする。ただし、物理的に通行不能な妨害（高いフェンス、湖、通れない崖等）、立入禁止エリア、およびマクト・ルートは例外とする。
3. コース距離は、要項3で実際のコース距離が発表される。
4. 登距離は最も速く走れると予想されるルートの登距離で示される。ロングの登距離は、最も速く走れると予想されるルートの距離の7%を越えないように設定されるのが望ましい。ミドル、リレーの登距離は、最も速く走れると予想されるルートの距離の6%を越えないように設定されるのが望ましい。
5. 登距離は要項3で実際の登距離が発表される。

第16条 地図

1. 地図、コース・マーキング、および追加印刷は、『国際オリエンテーリング地図図式』または『国際スプリント・オリエンテーリング地図図式』に準拠して作成、印刷する。逸脱する場合はイベントアドバイザーの同意を必要とする。
2. ロング・ディスタンス競技の地図縮尺は 1:15000 とする。ミドル・ディスタンス競技およびリレーの地図縮尺は 1:10000 とする。スプリント競技の地図縮尺は 1:4000 とする。
3. 地図の間違いまたは地図を印刷した後でトレインに変化があり、それが競技会に影響があるのであれば、地図に重ね刷りする。
4. 地図は水分や損傷に耐えうるものにする。
5. もし競技エリアに以前に作られたオリエンテーリング地図があれば、最新版の高解像度のコピーを要綱で公表または提示する。
6. 競技当日は、主催者が許可するまで、競技者あるいはチーム・オフィシャルが競技のエリアを記したいかなる地図を使用することも禁止する。

7. 競技用の地図は、コースを走る競技者が必要とする以上に大きくしてはならない。

第17条 コントロール位置説明

1. コントロールの正確な場所を、コントロール位置説明によって明示する。
2. コントロール位置説明は、『国際コントロール位置説明仕様』に定められた記号の形式で作成する。
3. コントロール位置説明は、そのコースのコントロール順に記載したものを、競技で使う地図の前面に貼付または印刷する。
4. インターバル・スタートの競技では、地図とは別にコントロール位置説明表を、そのコースの競技者にプレ・スタートまたはスタート・レーンで配布する。配布地点より前には公表しない。

第18条 現地における表示

1. 誘導区間は、赤と白の2色のテープにより示される。
2. 立ち入り禁止区域の外郭が表示される場合、青と黄の2色のテープにより示される。

第19条 コントロールの設置と器具

1. すべてのコントロールには、コントロールフラッグが設置される。
2. コントロールフラッグは、3つの正方形を三角柱状に結合した形とする。それぞれの面は、およそ30cm×30 cm で、対角線によって2分して白とオレンジに色分けする。
3. コントロールフラッグは、地図上に示された特徴物の場所に、競技者が特徴物にたどり着いたときに見えるようにして設置される。
4. コントロール（スタートのコントロール・フラッグを含む）は 30m以内に近接して設置しないようにする。スプリントではもっと短縮してよい。地図の縮尺が 1:4000 または 1:3000 の場合は、走行距離で25m、直線距離で 15m 以上離す。
5. パンチしている人がいることで、付近にいる競技者がコントロールを見つけるのを著しく有利にすることのないように、コントロールを設置する。
6. すべてのコントロールは、数字によるコントロール識別番号で区別される。コントロール識別番号は白地に黒で書かれ、競技者がはっきり読めるように示される。
7. コントロールの器具は、コース上のすべてのコントロールで同一のものを使用する。十分な数のパンチもしくはユニットをコントロールフラッグのすぐ近くに設置する。
8. コントロールには、コントロール役員を置くことができる。コントロール役員は競技者を妨げてはならず、タイム・順位・その他の情報を与えてはならない。さらにコントロール役員は、静粛に、目立たない服を着用して、競技者がコントロールに接近するのを手助けしてはならない。これらの規則は、ラジオやテレビコントロール役員、給水コントロール役員、報道関係者にも適用

される。但し、演出の都合で情報の提供が行われる場合はイベント・アドバイザーの了承を得て実施することが出来る。

9. 優勝設定時間が45分を超える競技は、給水所を設ける。給水所では、少なくとも適温の飲用水を提供する。

第20条 パンチングシステム

1. 使用するパンチングシステムは、主管者の判断にゆだねられる。
2. 競技者は、各コントロールにおいて、提供されているパンチ器具を使って、自分自身のカードにパンチすることに責任を持つ。1つの機器が故障している、あるいは故障しているように見える場合は、競技者は用意されているバックアップを使用しなければならない、パンチの記録がなければ失格となる。
3. コントロール・パンチが欠落しているか不明瞭なものがある競技者は、パンチのミスが競技者の過失ではないことが立証できなければ、失格となる。競技者の過失でなければ、コントロールの係員またはカメラによる確認や、コントロール（パンチ器具）の記録を読み取ってくることで通過証明としてもよい。競技者の過失であればそのような証拠は認められず、競技者を失格としなければならない。
4. 電子パンチを用いる場合には、バックアップシステムを用いなければならない。

第21条 スタート

1. 個人競技は、インターバル・スタートで行う。リレー競技は、マス・スタートで行う。
2. 計時を開始するスタートより手前にプレスタートを置く方式を採用してもよい。プレスタートの先へは、スタートする競技者しか入ることはできない。
3. 競技者が正しくスタートレーンに入れるように、スタート地区には時計を設置する。スタート地点にも競技者が現在時刻を確認できるように時計を置くことが望ましい。
4. スタートは、後続の競技者や他の者が、地図、コース、ルート選択あるいは最初のコントロールへの方向を見ることができないように設営する。必要に応じて、計時を開始するスタートからオリエンテーリングを開始する地点までマクト・ルートにする。
5. 競技者はスタート時刻と同時またはそれ以降に地図を取る。競技者は自分自身の責任で正しい地図を取る。競技者が、スタート前に地図が正しいことを確認できるような情報（競技者のスタート番号、名前またはコース等）を、地図の裏面またはその近くに表示する。競技者に地図をあらかじめ配布する方式をとる場合は、競技者はスタート時刻と同時またはそれ以降に、スタートラインからスタートする。スタート時刻まで地図を見てはいけない。
6. オリエンテーリングを開始する地点は、地図上ではスタートの三角形で記し、現地にはパンチ器具のないコントロール・フラッグを設置する。
7. スタート時刻に遅れた競技者も、スタートすることを許される。スタート時刻に遅れた競技者はスタート係員の指示にしたがって、可能な限り速やかにスタートする。正規のスタート時刻にス

タートする競技者に対して影響がないように留意する。スタート係員は、実際にスタートした時刻を記録しておく。

8. 自分自身の過失によりスタート時刻に遅れた競技者は、正規のスタート時刻にスタートしたものとして計時する。主催者の過失によりスタート時刻に遅れた競技者は、実際のスタート時刻から計時する。
9. リレー競技におけるチェンジオーバーは、各リレー・チームのメンバー同士がタッチすることで行う。フィニッシュする前走者が次走者の地図を取り、それを受け渡すという方法で行ってもよい。
10. リレーで正しくかつ適時にチェンジオーバーをすることは、主催者がフィニッシュして来るチームをあらかじめ通知することになっているとしても、競技者自身の責任である。
11. イベントアドバイザーが同意すれば、主催者はチェンジオーバーできなかったリレー・チームの以降の走区の競技者をマス・スタートさせてもよい。
12. リレー・チームは、いったん失格を承諾したら、そのチームのそれ以降のメンバーはスタートできない。
13. チェンジオーバー地区では、チームの次走者は、チームの前走者がフィニッシュに近づいていることが把握できるようにする。
14. 主催者は、スタート前の選手がコースについての情報を得ることを防ぐために隔離ゾーンを設けてもよい。主催者は、選手およびチーム・オフィシャルが隔離ゾーンの中にいなければならない時間を定める。主催者は、隔離ゾーンで待つ選手のための適切な便宜（トイレ・給水・雨除け等）を提供することが望ましい。締切時刻を設けて、それ以降に選手またはチーム・オフィシャルが隔離ゾーンに入ることを禁止してもよい。競技者およびチーム・オフィシャルが隔離ゾーンで通信機器を使うことは許されない。

第22条 フィニッシュおよび計時

1. 競技者がフィニッシュ・ラインを越えたときに競技は終了する。
2. フィニッシュまでは、テープ、ロープあるいは柵によって誘導する。最後の 20m は直線とする。
3. フィニッシュ・ラインの幅は、インターバル・スタートの場合は少なくとも 1.5m 以上、マス・スタートまたはチェイシング・スタートの場合は少なくとも幅 3m 以上にする。ラインは入ってくる方向に対して直角にする。フィニッシュ・ラインの正確な位置が、フィニッシュしてくる競技者にとって明瞭に見えるようにする。
4. 競技者はフィニッシュ・ラインを越えた、またはチェンジオーバーを終了したときに、コントロール・カードまたは通過記録を提出する。主催者からの要求があれば、競技地図も提出する。
5. フィニッシュ・タイムは、以下のいずれかの時間で計時する。
 - ・競技者の胸がフィニッシュ・ラインを横切ったとき
 - ・競技者がフィニッシュ・ラインでパンチしたとき

・計時用の光ビームが使われている場合は、地上 0.5～1.25m 上に設置されたビームを競技者が横切ったとき

タイムは秒以下を切り捨てとする。タイムは時間／分／秒または分／秒で表示する。

6. マス・スタートまたはチェイシング・スタートの競技では、着順判定の係員が、選手の胸がフィニッシュラインを通過した順番に基づいて最終順位を判定する。裁定委員のメンバーのうち 1 人はフィニッシュ・ラインにすることが望ましい。
7. フィニッシュ地区には救護所を設置し、必要な備品を用意しておく。救護担当のスタッフが常駐していることが望ましい。『ナヴィゲーションスポーツのための安全ガイド』を参照すること。
8. 競技時間は、ロングでは2時間30分まで、ミドルでは1時間40分まで、スプリントでは40分までとする。この時間を超えた競技者は失格とする。リレーでは5時間までとする。

第23条 成績

1. 競技の間は、暫定的な成績を、フィニッシュ地区または参加者が集まる場所において公表、掲示する。
2. 公式の成績は、最後にスタートした者の競技可能時刻が経過した後、4 時間以内に公表する。
3. 公式成績表には、参加した競技者すべての記録を記載する。リレーでは、オーダー順に競技者の名前とその走区でのタイム、および各自の走ったコース・パターンを記載する。
4. インターバル・スタートで 2 人以上の競技者が同タイムとなった場合は、成績表では同順位とする。同順位に続く順位は、空位とする。
5. マス・スタートまたはチェイシング・スタートでは、競技者がフィニッシュした順に順位が決まる。リレーではチームの最終走者がフィニッシュした順になる。
6. リレーで繰り上げスタートになった場合、繰り上げスタートになったチームの順位はチームの各競技者の時間の合計で決める。繰り上げスタートになったチームの順位は、チェンジオーバーできて正規の方法でフィニッシュしたチームより後になる。
7. 制限時間を超過した競技者およびチームには順位がつかない。
8. 結果は競技会の当日中にインターネットで公表する。
9. 成績は、競技者がスタートしてからフィニッシュするまでのタイムによって決めなければならない。（交通量の多い道路を含む短い区間など）事前に決められた場合を除いて、スプリットタイムを基にして一部のレッグを除いて計算することは許されない。

第24条 服装と用具

1. 主管者が定めない限り、服装の選択は自由である。
2. ナンバーカードは、競技中常にはっきり見えるようにして、胸と背中に着用する。ただし、ミドル、スプリントに関しては少なくとも胸に着用すればよい。ナンバーカードの大きさは、25×25 cmを超えないものとする。数字は、最低でも 10 cm以上の高さが必要である。

3. 競技中は、コンパス、時計と、主管者から支給された地図、コントロールカード、コントロール位置説明表のみ使用してよい。その他のオリエンテーリングの技術的な補助器具の使用は禁止する。

第25条 競技上の公正

1. インカレに関与するすべての者は、公正と正直を旨に行動しなければならない。スポーツ精神と友情を忘れてはならない。競技者は、他の競技者、役員、報道関係者、観客、テレインや大会区域に居住する人たちを尊重しなければならない。
2. 主管者は、イベント・アドバイザーの同意を得て、前もって競技を行うテレインの位置を公表するとともに、立入禁止区域を設定することができる。テレインの位置を公表しない場合、すべての役員は、大会区域とテレインを厳重に秘密にしておかなくてはならない。
3. 選手登録者及びチームオフィシャルは、競技を行うテレインにあらかじめ立ち入ることは禁止される。主管者により発表された事項以上のコースに関する情報を得ようとすることは、禁止される。
4. 競技中は、以下の行為を禁止する。
 - ・外部からの助力を得ること
 - ・共同で走り、方向決定を行うこと
 - ・故意に他の競技者を追走し、その競技者の能力を利用しようとする
 - ・他の者から情報を得ようとする
5. 競技者は、一度計時線を越えたら、主管者の許可なく競技区域に入ってはいけない。
6. 棄権した競技者は、フィニッシュを必ず通過しなければならない。また、この者は、決して競技に影響を及ぼしてはならない。
7. あらゆる種類の移動手段の利用は、禁止される。
8. 参加者及び主管者は、競技を妨害してはならない。
9. インカレ実施規則を犯したことが判明した競技者は、失格となる。
10. インカレは日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。
11. 選手権の部に出場する選手はアンチ・ドーピング研修の受講が必要である。

第3章 運営に関する規則

第26条 インカレ実行委員会

1. インカレは、インカレ実行委員会が主管する。
2. インカレ実行委員会は、当該インカレの1年前までに理事会の承認のもとで組織される。

第27条 秘密保持

1. 主管者、イベント・アドバイザー及びその補佐、その他テレインやコースを知る者は競技上の公正さを保つための秘密を保持する義務を負う。

第28条 経費

1. インカレ運営に関する経費は、主催者が支出する。
2. 主催者は、参加者から参加費を徴収することができる。

第29条 裁定委員会

1. 裁定委員会は、異なる出身校の3名で構成される。裁定委員は、理事会が指名し、競技の前日まで全員の氏名が公表される。裁定委員は、大会組織に関与してはならない。
2. 裁定委員会の審議には、イベント・アドバイザーと主管者の代表は参考人として出席することができる。
3. 裁定委員会は、大会中に起きた規則あるいはその他の問題に対する提訴に裁定を下す。裁定委員会の審議は、3人全員の出席をもって成立する。任務を遂行できない裁定委員があったときには、理事会は代理を指名しなければならない。
4. 裁定委員会の判断は最終的なものである。

第30条 イベント・アドバイザー

1. イベント・アドバイザーは、日本学連を公式に代表し、主管者に対して派遣される。
2. イベント・アドバイザーは、技術委員会の助言のもとに、技術委員会の委員の中から理事会が指名する。指名は、当該インカレの1年前までに行われる。
3. イベント・アドバイザーの主な任務は、インカレ実施規則が遵守されていることを確認することである。また、必要のある事項については技術委員会との協議を行う。
4. イベント・アドバイザーは、インカレが適正に行われるように、少なくとも以下の任務を遂行する。
 - ・要項の内容を確認すること
 - ・会場、テレインの適格性を確認すること
 - ・スケジュール全体（宿泊、食事、輸送、日程、費用、トレーニングの機会）を確認すること
 - ・スタート、フィニッシュ、チェンジオーバーエリアのシステムとレイアウトを確認すること
 - ・計時システムの信頼性と正確性を判断すること
 - ・地図が規定に合致しているか確認すること
 - ・地図の正確さ、作図・印刷の妥当性を確認すること
 - ・コースの適格性（距離、競技時間、難易度、コントロール位置と設置状態、偶然性の排除など）を確認すること

- ・リレーにおいては、コースの分割方法と組み合わせが適切かどうか確認すること
 - ・コントロール位置説明が適切かどうか確認すること
 - ・式典が適切かどうか判断すること
 - ・競技への影響の可能性の観点から、報道関係者、観客等に対する処遇を確認すること
 - ・運営組織、人事、会計及び競技運営全般を確認すること
5. インカレ開催中、イベント・アドバイザーは、大会会場に常駐し、以下の任務を遂行する。
 - ・主管者に対して助言を与えること
 - ・裁定委員会の提訴に関わる審議を補佐すること
 6. イベント・アドバイザーは、以上の他に自分の裁量で、インカレの準備と実行に関係ある活動を確認する。
 7. イベント・アドバイザーは、必要に応じて任務を補佐する者を指名することができる。イベント・アドバイザー補佐は、特に、地図作成、コース、イベント、運営組織、人事、会計、スポンサー、メディア等のうち、イベント・アドバイザーが必要と考える分野において、任務を補う。

第31条 報告

1. 主管者は、当該インカレ開催後2週間以内にイベント・アドバイザーに以下のものを送付する。
 - ・公式成績
 - ・各競技部門のコース図および全コントロール図
 - ・その他必要と思われる資料
2. イベント・アドバイザーは、当該インカレ開催後3カ月以内に幹事会、理事会及び技術委員会にその活動の報告を送付する。
3. 主管者は、すべての要項とプログラム、大会報告書を日本学連事務局に送付する。日本学連事務局は、これらを資料として保存する。

第32条 メディア・サービス

1. 主催者および主管者は、メディア取材者に対して、報道するに好都合な機会を提供することが望ましい。
2. 主管者は、競技の公平さを損ねない限りにおいて、メディアの報道のために最大限の努力をすることが望ましい。

第33条 改正

1. 本規則の改正は総会の議決による。

第34条 施行

1. 本規則は2004年4月1日より施行する。

2. 本規則は2021年12月6日より改正施行する。

2003年11月15日 制定

2004年11月 6日 改正

2005年11月 7日 改正

2007年 4月 1日 改正

2008年 3月10日 改正

2009年11月22日 改正

2015年 3月 9日 改正

2016年 3月14日 改正

2019年11月 9日 改正

2021年 9月19日 全文改正

2021年12月 5日 改正